

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果

令和5年5月

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課 研究公正推進室

目 次

はじめに	1
特徴的な取組	2

調査結果詳細

1	杏林大学	7
2	会津大学	14
3	国立循環器病研究センター	18
4	福岡教育大学	22
5	青山学院大学	25
6	大阪医科薬科大学	33
7	岡山大学	40
8	大分大学	47
9	常葉大学	54
10	静岡大学	59
11	山口大学	67
12	旭川医科大学	74

参考

- 1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①
- 2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②
- 3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票③

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、平成 28 年度から各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査を実施している。本調査は、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を行うものである。

現地調査については、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び国立研究開発法人の 12 機関程度を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施した。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備の推進方策に活用するとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制を整備し、公正な研究活動を推進することを期待するものである。

特徴的な取組

令和4年度の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、直接、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的としている。

令和4年度は、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学及び研究開発法人の12機関を対象に実施したところであり、ここでは研究機関における種々の取組のうち、特に研究倫理教育や研究データ等に関する特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制

- ・ 令和3年度は11月に拡大FDとして倫理講習会を行い、論文指導を行う教員と論文指導を受ける大学院生へ出席を求めて受講させている。(杏林大学、P7)
- ・ 令和3年度では、初めての試みとして「研究活動における不正防止対策に係る説明会」を実施し、大学の不正防止に関する取組紹介や研究公正に関する外部の講師を招いて最新の研究者倫理に関する講演を実施した。(会津大学、P15)
- ・ 新たに研究倫理全般に関する教育、助言及び指導を行うことを目的とした理事長直轄の組織として、「研究倫理センター」を設置した。(国立循環器病研究センター、P18)
- ・ 研究倫理教育の全体実施計画を策定し、統括管理責任者が「研究倫理研修(eAPRIN)第I期」(2021~2025年度)の実施を定め、専任教員全員に対して研究倫理教育(公正研究推進協会(APRIN)が提供するeラーニングプログラム(eAPRIN))の受講を義務付けている。(青山学院大学、P25)
- ・ ①研究倫理教育、②生物安全管理(遺伝子組換え、バイオセーフティ)、③コンプライアンス教育、④動物実験、⑤臨床研究教育研修、⑥安全保障輸出管理、⑦利益相反に関する実施計画を策定し、計画にそって研究倫理教育、コンプライアンス教育・臨床研究・利益相反・生物安全管理・動物実験・安全保障輸出管理に教育研修を毎年実施している。(大阪医科薬科大学、P34)
- ・ 10月及び11月は研究倫理教育強化月間と位置づけ、研究担当理事や研究協力部研究協力課が中心となって、全学的に研究倫理教育の受講促進を促している。(岡山大学、P40)
- ・ 令和4年度は、全ての学部において「研究データの保存及び公開について正しく理解する」をテーマに、「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究データの保存及び公開に関する取扱内規」の輪読し、各研究分野等の特性に応じた意見交換を行い、研究倫理意識の醸成を図る機会を設けた。(常葉大学、P54)

- ・ 毎年、副学長（研究）を長とする研究戦略企画委員会の議を経た「研究者教育講習実施計画」に基づき、教育研究推進センターが作成した「研究者教育講習会年間計画」に沿って研究倫理教育を実施（旭川医科大学、P74）

（２）研究者等に対する研究倫理教育

- ・ センターに在職する外国人研究者に提供するため、教材を英語化して対応している。（国立循環器病研究センター、P19）
- ・ 大学が eAPRIN で研究分野ごとに設定したコースのうち、研究者自身の研究分野に最も近い内容を選択し、コース設定された7単元を受講している。（青山学院大学、P26）
- ・ 大学で策定した実施計画に基づき eAPRIN を受講するとともに、大学独自で専門家による研究不正防止・研究費不正使用防止の講習（動画）eラーニング形式の教材を開発している。（大阪医科薬科大学、P34）
- ・ 新規採用の教員（教授、准教授、助教、及び助手）は、全教員が履歴書や研究業績を査読し、かつ対面での面接（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）を実施している。（青山学院大学、P27）
- ・ 大学ホームページ上に、研究活動に係る不正行為への対応及び公的研究費等の不正使用防止に関する情報を掲載し、新任研修及び研究活動に係る不正行為に関する研修等の研修の都度、これらの案内を行い研究者等への周知している。（岡山大学、P40）
- ・ 令和 4 年度から新たに一般財団法人公正研究推進協会が提供する eラーニングプログラムを導入し、研究者は指定するプログラムを受講し、全ての単元の試験に合格し、受講修了証を提出することとしている。（常葉大学、P54）
- ・ 年に 1 回、学内外の講師による講習会を開催しており、令和 3 年度には「科学者の Well-being のための志向倫理」という題目で外部講師による講習会を実施（旭川医科大学、P74）

（３）学生に対する研究倫理教育

- ・ 2022 年度から学部 1 年生を対象に必修科目として新設された「導入演習」では、法学文献の調べ方やレポートの書き方を盛り込み合わせて適切な引用の仕方について基本的な指導を行っている。（青山学院大学、P28）
- ・ 薬学部・薬学研究科の全学年を対象とする研究倫理講習会を継続的（年 1 回程度）実施している。（大阪医科薬科大学、P36）
- ・ 学生に対しても研究者と同様に eL CoRE、公正研究推進ハンドブック、コンプライアンス教育（研修）の受講を義務化している。（大分大学、P48）
- ・ 博士課程の学生に対して、入学時に全員、研究者と同様に eAPRIN への登録を行い、全員に eAPRIN の受講を義務化し、受講状況の管理を行うとともに、学部 1 年生対象の全学教育科目（必修科目）「新入生セミナー」を設けている。（静岡大学、P60）

- ・ 共同獣医学部以外の学部生に対しては、共通教育科目「知的財産入門」で研究者としてのマナー、原稿や論文を作成する場合の留意点（文章の引用、図表・写真の利用等）について必ず学ばせるようにしている。（山口大学、P69）

○ 研究室等における研究倫理教育に関する取組

- ・ 研究データ等のまとめ方などについては、直接の指導教員が、毎回の実験ごと（1週間に1回程度）にデータのとり方、実験ノートなどのチェックを行っている。また、1か月に1回程度実験ノートの再チェック、データ解析方法、まとめ方の指導を行っている。特に3か月に1回程度データの発表会を開催し、他の教室員が進捗状況をチェックしている。（杏林大学、P11）
- ・ 研究成果発表の際は、必ず共著者回覧を行い、同意を得る過程を通じクロスチェックすることをルールとしている。また、卒修論進捗確認を目的としたゼミを設けており、週1回開催し学生には隔週から月1回程度発表の機会をもうけさせておりゼミ参加者全員で確認する体制を整備している。（会津大学、P16）
- ・ 中間発表や成果発表の場を設けて、複数の研究者に参画いただきデータのとり方やデータ保存など研究データの扱い方等について指導助言している。（福岡教育大学、P23）
- ・ 各論文に直接関与する者が参画するミーティングを週1回程度開催し、手書きノートを基本とした実験ノート等の研究備忘録をもとに進捗等を確認している。（大分大学、P50）

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

- ・ 卒修論提出後は、論文に関するデータや解析手順、開発ソフトウェアや研究記録をパッケージ化して保存するルールを設けている。（会津大学、P16）
- ・ 研究ノートの運用に関しては、①追試可能な記録であること、②改竄が不可であること、③部長が確認したことを示すことができることルール化している。（国立循環器病センター、P21）
- ・ Microsoft社とOffice365の包括契約を結び、教職員及び学生等にOffice365アカウントを配布し、Office365のクラウドストレージサービスの利用促進している。（静岡大学、P63）
- ・ 研究資料の保存に関するこれら措置を円滑に進めるために、研究者の採用時に覚書を交わすこととしている。（山口大学、P72）

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

○ 研究不正防止を推進するため取組

- ・ 公正研究推進ハンドブックの作成と改訂、研究不正防止に関する啓発ポスターの作成と掲示、研究者の採用時での研究倫理教育の受講状況の確認している。（大分大学、P53）

- ・ 定期的に研究不正防止推進部署と監事との意見交換を行い、本学の研究公正に関する取り組みの進捗状況を報告し、監事からの意見を啓発活動の内容や体制整備に活かしている。(常葉大学、P58)
- ・ 「研究活動に関するハンドブック」を作成しており、内容については適宜見直しを行うとともに、大学ホームページへの掲載及び全学メールにて教職員に周知。(旭川医科大学、P77)

○ 研究公正に関する組織等の整備

- ・ 不正防止関係の案件を審議する組織として不正防止計画推進室を設け、公的研究費の適正管理に関することと合わせ研究不正の内容も含めた研究活動上の不正行為防止ハンドブックを作成し毎年度内容の見直しを行っている。(福岡教育大学、P22)
- ・ 統括管理責任者(理事(研究・社会産学連携・情報担当))が室長である研究戦略室は研究活動上の不正行為の防止に関するの業務を担っており、研究戦略室会議では、研究活動上の不正行為に関する取扱規則、実施要領等の策定及び改正等の見直しなどを行っている。(静岡大学、P59)

○ 研究成果の発表等に関する取組

- ・ 論文剽窃チェックツールとして iThenticate を導入し、論文投稿の際には iThenticate を使い確認し大学の承認を得たうえで投稿するようにしている。(杏林大学、P13)
- ・ 研究推進機構において、研究科等よりの論文投稿時の文章の剽窃及び画像加工のチェック依頼に対し、チェックツール「iThenticate」及び「LP-exam Pro」を用いて点検を行い、投稿前に修正箇所を指摘することにより、論文不正の発生防止に努めている。(岡山大学、P46)

○ 研究機関の研究紀要に関する取組

- ・ 大学紀要に関する規程と投稿するにあたり留意点などをまとめた「福岡教育大学紀要投稿の手引き」を整備して運用している。(福岡教育大学、P24)
- ・ 学部・研究科における研究紀要等が 12 誌あり(査読有:5 誌、査読無:7 誌)編集委員会を組織し、投稿規程等に査読に関して規定している分野では、審査委員の候補者をリストアップし、その中から学派的偏りのないように 2 名の審査委員を選定している(著者名を伏して査読を依頼)。また、審査委員の選出に当たっては、内外の専門家の意見を参考にしている。(山口大学、P72)